

弁護士との無料相談を開始します(県下で初)



市長 阿曾田 清

合併した当時、旧町から持ち込まれた滞納額は約11億円ありました。現在も10億円もの滞納額があります。

民間では不良債権なのですが、行政では未収金みたいな感覚です。国税局の専門官の指導を得て取り組みをいたしておりますが、実態は回収に何っても、相手にさえできない状態であると聞きます。

その対象者は何件あるか調べてみますと、6000件もありました。この状況は、多重債務者の方々ではないかと思いましたが、この多重債務者対策としての自治体の対応は、多重債務者は社会的、経済的環境の悪化にもかかわらず「借金」は個人の問題であり、自己責任において解

決すべき」という認識ではないでしょうか。それとも「弁護士、司法書士さんにお願います」という対応が自治体ではなかったのでしょうか。

国において、多重債務者対策本部が設置されましたが、国の対策ではなく、地方自治体(市町村)が本気で取り組まなければ、実を上げることができません。多重債務者の増加は、家庭崩壊やDV、犯罪、自殺の原因となり、社会環境の悪化につながっています。

多重債務者を減らし、また発生しない環境を整えることが必要と考え、4月から県の弁護士会と協力して、弁護士による市民生活相談センターを設置することにしました。どうぞ気軽にご相談ください。そして、「生活再建」ができることを願うものであります。

なお、詳細については市民生活相談センター(市民環境部 ☎32-1111)へお問い合わせください。

※5月の市長談話室は11日(金)の予定です。参加ご希望の方は、総務部総合政策課(☎32-1111)へ4月20日(金)までにお申し込みください。

市議会だより

平成19年第1回市議会定例会が2月19日から3月9日までの会期で開かれ、平成19年度一般会計当初予算など市長提出議案47議案(予算19、条例18、その他8、諮問2)を審議、原案どおり可決されました。その主な内容をお知らせします。

条例

【市議政務調査費の交付に関する条例の制定について】

議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として政務調査費を交付するに当たり、新たに条例を制定しました。

【市副市長定数条例の制定について】

地方自治法の一部改正に伴い、条例により副市長の定数を定めました。地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長2人を置くことができます。

【市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について】

市行政組織改革に伴い、関係する条例を一括して改正する条例を制定しました。【市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

人事院規則の改正に伴い、市

法改正で

坂梨収入役が辞任

地方自治法の改正に伴い、3月31日をもって地方自治体の収入役(特別職)が廃止され会計管理者(一般職)が新設されることになりました。これを受け坂梨博幸収入役が3月31日付で辞任しました。



宇城市収入役 坂梨 博幸

辞任のあいさつ

就任直後の便りの中で、与えられた職務と職責を誠実に規則に添って進めていきたいと申し上げたことを思い出します。

あれから1年10カ月余り。今思えば大変短い期間でしたが発足して間もないこの宇城市建設の一端に参画させていただき、そして浅学非才な身でありながら今日まで何とか職務を遂行できましたのも、

関係機関はもとより市民の皆さまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。またこの2年余り、これまでに経験できなかった多くのことを学ばせていただきました。任期を残して、また何のお返しもできないまま職を辞することを大変申し訳なく思いますが、フロンティアアシ

ティ・宇城を目指し、行政の大改革に懸命に取り組んでいる現在の宇城市の動きにあっては、最善の策と判断した次第です。

誕生から2年が過ぎ、行政の生き残りを懸け多種多様な種をまき体制を整え歩き出したこの宇城市。難題多き現状ではございますが、議会、執行部一丸となってまい進され「宇城市民が安心して暮らせるまちづくり、そして宇城市をふるさとに遠く離れておられる皆さまが胸を張って自慢のできる宇城市」を作り上げていきたいと思います。

微力ではございますが、これから一市民として応援させていただきます。これまで大変お世話になりました。

予算

【平成18年度一般会計補正予算】

新築した豊野支所の施設の中に保健センターを移設するため施設の変更および組織改編に伴う業務などの見直しにおいて、関係条例を改正しました。【市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

乳幼児医療費助成制度において現物給付を導入するため、条例の一部を改正しました。

【市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について】

敬老祝金の支給について、条例の一部を改正しました。

【市手数料条例の一部を改正する条例の制定について】

権限移譲により、愛がん用鳥獣の飼育登録に関する手数料を定めました。

【市立公園条例の一部を改正する条例の制定について】

市立公園に追加および名称変更が生じたため、条例の一部を改正しました。

【市立体育館条例等の一部を改正する条例の制定について】

義務教育課程における体育施設使用料負担の軽減を図るため、条例等の一部を改正しました。

予算

【平成18年度一般会計補正予算】

- 4億835万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ282億1074万1千円としました。
【平成19年度一般会計予算】
歳入歳出予算の総額を247億4684万円(前年度当初比5.9%減)としました。
主な事業は、統合三角小学校(校舎グラウンド整備)の建設工事費7億7000万円、防災行政無線整備工事費(三角地区)2億5200万円、多重債務者の相談窓口開設費62万円、ゴミ分別収集事業費6009万などです。
【平成19年度特別会計予算】
◆国民健康保険特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1295万円としました。
◆老人保健特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億266万7千円としました。
◆介護保険特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億200万円としました。
◆奨学金特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ2249万2千円としました。
◆簡易水道事業特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4825万9千円としました。
◆農業集落排水事業特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ

- 3億777万3千円としました。
◆公共下水道事業特別会計：歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3947万3千円としました。
◆水道事業会計：事業収益を11億1033万円とし、事業費用を12億3844万7千円としました。また、資本的収入は2億1131万5千円とし、資本的支出は6億946万8千円としました。
◆市民病院事業会計：事業収益と事業費用をそれぞれ5億2103万4千円としました。
【人権擁護委員候補者の推薦について】
現委員の津志田真知子氏(不知火町)の任期満了(平成19年3月31日)に伴い、同委員の再度推薦について適任と答申されました。
現委員の柏原信良氏(小川町)の任期満了(平成19年6月30日)に伴い、同委員の再度推薦について適任と答申されました。
【教育委員会委員の任命について】
教育委員5人のうち1人が辞任により欠員が生じたため、後任の教育委員に一村茂美氏(三角町)を任命することに同意されました。



生涯学習課 ☎33-1240 教科書が「タタ」の訳

4月になると小・中学生には真新しい教科書が無料で配布されます。しかし1969(昭和44)年以前教科書は各家庭がお金を出して購入しなければなりません。現在のように無償になったのは、ある被差別部落の母親たちの解放運動がきっかけなのです。

彼女たちは学校教師と憲法第26条(義務教育はこれを無償とする)を学び地域団体や部落外にも呼び掛けて「〇〇教科書をタダにする会」を結成。署名活動や集会を重ねました。その結果1963(昭和38)年に、文部省は「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」を制定。1964(昭和39)年、1969(昭和44)年に全国の小・中学校で教科書が無償となりました。

私たちは教科書が身近にあることを当たり前のようにはしていませんが、部落解放運動により、私たちの生活も豊かになっていくという事を知ることが大切です。